

令和 4 年度

上天草・宇城水道企業団
水道用水供給事業会計予算書

上天草・宇城水道企業団

令和 4 年 1 月 28 日 原案可決

上天草・宇城水道企業団
議長 津 留 和 子

令和 4 年度上天草・宇城水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度上天草・宇城水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	受水団体	宇土市 宇城市 上天草市 天草市
2	年間総供給水量	7,683,250 m ³ (365日)
3	1日責任供給水量	21,050 m ³
4	主要な建設改良事業	大野川広域河川改修(大野橋架替)に伴う送水管布設替工事(第2期工事)他

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	水道用水供給事業収益	1,396,576 千円
第 1 項	営業収益	1,098,705 千円
第 2 項	営業外収益	297,868 千円
第 3 項	特別利益	3 千円

支 出

第 1 款	水道用水供給事業費用	1,237,474 千円
第 1 項	営業費用	1,137,115 千円
第 2 項	営業外費用	95,355 千円
第 3 項	特別損失	4 千円
第 4 項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入が資本的支出に対し不足する額 692,847千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 28,227千円、過年度分損益勘定留保資金 664,620千円をもって補てんするものとする。)

収 入

第 1 款	資本的収入	178,352 千円
第 1 項	企業債	1 千円
第 2 項	補助金	2 千円
第 3 項	固定資産売却代金	100,001 千円
第 4 項	負担金	1 千円
第 5 項	補償金	78,347 千円

支 出		
第1款 資本的支出		871,199 千円
第1項 建設改良費		344,100 千円
第2項 企業債償還金		227,099 千円
第3項 投資有価証券		300,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	29,272 千円
(2) 交際費	100 千円

(たな卸し資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。